

出産・子育て応援交付金を活用した今後の妊娠・出産・子育てトータルケア事業の 考え方について

区では、これまで妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援を図るため、国及び東京都の補助事業を活用しながら、妊娠・出産・子育てトータルケア事業を拡充・推進してきたところである。

この度、国及び東京都が新たに「出産・子育て応援交付金」事業を開始したことを受け、令和5年度以降の区の事業の考え方を取りまとめたので、報告する。

1 既存の取組みを生かした事業の考え方

これまで妊娠・出産・子育てトータルケア事業の中で行ってきた面談、アンケートやそれらと一体的に行う育児パッケージの配布などの取組みを生かしたうえで、「出産応援ギフト」、「子育て応援ギフト」の支給を新たに開始し、より切れ目ない相談支援の充実と経済的支援を実施していく。

2 中野区での事業の具体的な進め方

(1) 伴走型相談支援

① 妊娠期の面談

ア 妊娠届出後、妊娠20週頃（継続）

「妊産期相談支援面接（通称：かがる一面接）」をもって面談の実施とする。

イ 妊娠32週前後（拡充）

アンケートを実施し、希望する妊婦とは面談を行う。アンケートの提出がない者については、架電による聞き取りを行う。

② 出産後の面談（継続）

出産後、提出される出生通知票等に基づき行う「こんにちは赤ちゃん訪問」事業をもって、面談の実施とする。

(2) 経済的支援

① 妊娠期（拡充）

現在、(1)①のかがる一面接を受けた妊婦に対して、育児パッケージ（子ども商品券）を配布しているが、これに加え、申請があった妊婦に対して、新たに出産応援ギフトを支給する。

② 出産後（拡充）

(1)②の「こんにちは赤ちゃん訪問」事業において、訪問指導員等と面談を行った

うえで申請があった、出生した児童を養育する者に対して、新たに「子育て応援ギフト」を支給する。

③ ギフトの内容

出産応援ギフト、子育て応援ギフトの支給については、東京都が実施する広域連携事業（ギフトカード）を活用する。

④ 遡及によるギフトの支給

国の実施要綱では、令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童を養育する者等（以下「遡及支給対象者」という。）についても、上記ギフトの対象者とされており、これに該当する者で、アンケート及び申請書の提出があった者に、出産応援ギフト、子育て応援ギフトの支給を行う。

(3) バースデーサポート事業（継続）

東京都は、令和5年度以降に出生した児童のいる世帯に対し、同事業による育児パッケージ配布規模を拡大を予定しており、これを踏まえ、拡大の対象となる児童が1歳以降となる令和6年度に向けて、区の事業内容の改善・拡充を検討する。

3 従来と令和5年度以降の事業の比較

		妊娠期 (妊娠届～妊娠20週頃)	妊娠32週頃	出産後(～3、4か月頃)
伴走型相談支援	従来	かんがる一面接	すこやか福祉センターからの架電	こんにちは赤ちゃん訪問
	令和5年度以降	かんがる一面接	アンケート(拡充) + すこやか福祉センターからの架電 (希望者等には面接)	こんにちは赤ちゃん訪問
経済的支援	従来	育児パッケージ		東京都出産応援事業 (都事業)
	令和5年度以降	育児パッケージ + 出産応援ギフト(拡充)		子育て応援ギフト(拡充) (都事業と統合)

4 今後の予定

令和5年4月以降 中野区での事業開始
遡及支給対象者への勧奨、申請の受付開始